



《会計・税務の知識》ストックオプションを相続！？

ストックオプションという所得税に関連した論点については検討された方も多いと思いますが、今回は、「相続」と関連する論点について、Q&A形式でお伝えします。

Q 1. 父は上場会社に勤務しており、以下の内容のストックオプションを付与されていましたが、権利行使可能期間内において、権利行使しないまま亡くなってしまいました。私はこのストックオプションを相続しましたが、相続税の申告においてはどのように評価するのでしょうか。

- ・付与数 100個 (1個当たり20株)
- ・権利行使価額 1株につき300円
- ・相続時における対象株式の相続税評価額 2,000円

A 1. スtockオプションを相続したときの評価額は、ストックオプションの目的たる株式が上場株式で、かつ、課税時期(相続時)が権利行使可能期間内にあるストックオプションの場合には、課税時期におけるその株式の価額から権利行使価額を控除した金額に、ストックオプション1個の行使により取得することができる株式数を乗じて計算した金額(その金額がマイナスのときは、ゼロとする)によって評価します。

$$\left(\begin{array}{l} \text{課税時期にお} \\ \text{けるその株式} \\ \text{の価額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{権利行} \\ \text{使価額} \end{array} \right) \times \begin{array}{l} \text{ストックオプション} \\ \text{の行使により取得} \\ \text{できる株式数} \end{array}$$

ここでいう「課税時期におけるその株式の価額」は、上場株式の評価方法と同様、次の①から④までの価額のうち最も低い価額により行います。

- ①課税時期の終値
- ②課税時期の属する月の終値の月平均
- ③課税時期の属する月の前月の終値の月平均
- ④課税時期の属する月の前々月の終値の月平均

ご質問のケースでは、「2,000円-300円=1,700円」に付与されたストックオプション1個の行使により取得することができる株式数を乗じた金額が1個当たりのストックオプションの評価額になります。

付与されたストックオプションが100個であり、1個につき20株の株式を取得できるため、ストックオプションの評価額は「@1,700円×(100個×20株)=3,400,000円」となります。

なお、相続時点で権利行使可能期間前であり、相続人が権利行使できない場合には、詳細な規定はなく、個別に評価します。

Q 2. 相続したストックオプションをその後行使したときの課税関係はどうなりますか。

A 2. 相続したストックオプションが税制適格かどうかによって異なりますが、いわゆる税制適格ストックオプションでない場合は、原則として行使時に、行使時の株価と権利行使価額との差額が雑所得となります。

ただし、相続人による権利行使が、発行会社が認められた日から6ヶ月以内に限り一括して行使することとされていること等、相続人にとって「一時の所得」と認められる場合には、雑所得ではなく、一時所得に該当することとなります。

相続したストックオプションがいわゆる税制適格ストックオプションである場合には、一定の要件を満たす場合には相続人においても権利行使時非課税という特例を適用することができます。

Q 3. 父はストックオプションを生前に一部行使していました。このストックオプション行使により取得した株式を相続したときに留意すべき点がありますか。

A 3. いわゆる税制適格ストックオプションを行使して取得した株式については、権利行使時に非課税の適用を受けるために、付与時の取り決めに従って金融商品取引業者等の振替口座簿に記載等又は金融商品取引業者等の営業所等に保管の委託等をしていることが一般的です。このような株式の全部又は一部の返還又は移転があった場合には、原則として返還や移転等があったときの時価で譲渡したものとみなされます。その場合、取得価額と譲渡価額の差額はみなし譲渡益課税の対象となり、所得税・住民税合わせて20%の税率で課税されることとなります。

ご質問のように振替口座簿への記載等又は保管の委託等をしている株式を相続した場合においても、引き続き振替口座簿への記載等又は保管の委託等を継続する場合にはみなし譲渡益課税の対象とはなりません。保管の委託等の終了や解約等による返還等があった場合にはみなし譲渡益課税の対象となり、思わぬ課税が生じることとなりますので、ご注意ください。

おわりに

Q3で記載しました通り、ストックオプションは気付かないうちに申告義務が発生し、課税金額も多額になるケースもありますので、十分ご注意ください。

(担当：小松 満義)